

「食品表示講習会」を開催します！

食品の表示は、食品を正しく理解したり、安全性を確保したりするための重要な情報源です。本講習会では、食品表示法の最近の改正やケーススタディによる食品表示作成例について解説します。

事業者の皆さま、この機会に**表示内容の見直し・確認**をしてみませんか？

消費者の皆さま、表示を正しく理解するため、**表示のルールを学んで**みませんか？

◆開催日 令和5年1月16日（月） 13：30～16：30

◆会場 いわて県民情報交流センター「アイーナ」7階 小田島組☆ほ～る
（盛岡市盛岡駅西通1-7-1）

◆定員 100人

◆講演 「～食品表示ができるまで～最近の制度改正と表示の作り方」

〈講師〉公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
蒲生 恵美 氏

※「衛生・品質事項」及び「保健事項」の観点から解説を行います。



◆お申込み方法

電話、メール又はFAXにより、①所属、②氏名、③居住市町村名、④連絡先（電話番号等）を添えて、県庁・県民くらしの安全課 食の安全安心担当までお申し込みください。

電話 019-629-5322 メール AC0009@pref.iwate.jp FAX019-629-5279


※ チラシ（FAX用申込用紙）は、県ホームページからダウンロードできます。

<https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyou/anzenashin/shoku/1022334/1057625/1060492.html>

デジタル推進支援業種別オンライン研修のご案内

厚生労働省の事業を（株）日本能率協会総合研究所が受託し、生衛業の営業者を対象としたオンライン研修が始まりました。

業務のデジタル化による生産性向上のすすめ方について、共通編と業種別編のカリキュラムが用意されています。無料で研修の受講が出来ますので是非ご覧頂き、自店の生産性向上に役立ててください。

研修対象者	生活衛生関係営業*関係者であればだれでも受講できます。 ※厚生労働省が所管する法律「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律」（昭和32年6月法律第164号、略称：生衛法）で規定する飲食業、理・美容業、クリーニング業、ホテル・旅館業など18業種の営業をいう。
実施方法	e-ラーニング（株式会社サイバー大学のクラウドキャンパスを使用）
研修時間	約55分/業種
研修費用	無料
カリキュラム	デジタル化による生産性向上のすすめ ＜共通編＞ ●デジタル化への対応 ●フロント業務のデジタル化 ●バック業務のデジタル化 ●「IT導入補助金」の申請方法と活用のポイント ＜業種別編＞ ●業界動向 ●デジタル化による生産性向上のポイント ●シーン別：情報発信 ●シーン別：フロント業務 ●シーン別：バックオフィス業務 ●デジタル化事例
お申込み方法	デジタル化推進支援サイト https://jmar-llg.jp/seieidigital/ から「研修情報」を選択、もしくはQRコードから→ 

◇お問い合わせ先◇

（株）日本能率協会総合研究所

生衛業デジタル化推進事業事務局

電話：フリーダイヤル0120-003-185（平日10-17時）

または 03-3578-7135 FAX：03-3432-1837

Email：seiei.sss@jmar.co.jp

岩手県性犯罪・性暴力被害者支援

「はまなすサポート」

「はまなすサポート」とは、性犯罪・性暴力の被害に遭われた方に、産婦人科及び精神科医療、相談・カウンセリング等の心理的支援、捜査関連支援、弁護士による法的支援等を連携して行う支援体制です。

あなたの大切な心とからだ、そして未来のために、あなたと一緒に考えていきます。

まずは#8891（はやくワンストップ）または「はまなすサポートライン」（019-601-3026）にお電話ください。国の夜間休日対応コールセンターと連携し24時間365日相談をお受けしています。

～女性の相談員が対応します～

誰にも相談できず悩んでいませんか？
ひとりで抱え込まないで、わたしたちに相談してください。
絶対に他人に知られることのないよう、秘密は厳守します。

岩手県性犯罪・性暴力被害者支援

はまなすサポート

全国共通短縮番号 **#8891** はやくワンストップ

相談専用電話 **019-601-3026**

(はまなすサポートライン)

国の夜間休日対応コールセンターと連携し
24時間365日相談をお受けします。



ホームページは
こちらから



はまなすサポート

検索

◇お問い合わせ先 消防安全課 県民安全担当（電話：019-629-5266）

令和4年度 消費生活セミナー

会場+WEB開催
参加費無料

令和4年4月に成年年齢が引下げされたことから、若年者の消費者被害の現状や被害を防ぐためのポイントについて弁護士から講演いただくとともに、エシカル消費（人や社会、環境に配慮したものやサービスを選んで消費すること）とは何か、私たちにできることは何かを考える機会とすることを目的としてセミナーを開催します。

●成年年齢引下げと若年者の消費者トラブルの現状（仮）

講師：長谷川 頌 弁護士（予定）

●エシカル消費とSDGs

講師：岩手県立県民生活センター

消費者教育推進専門員 藤井 新一



いわて消費者トラブル
防止啓発キャラクター

日時：令和5年1月30日（月） 14時から16時まで

場所：岩手県立県民生活センター 大ホール

（盛岡市中央通3丁目10-2）

定員：会場40名、Web（zoom使用）100名（いずれも先着順）

申込方法：

- ・会場での参加を希望される方は、裏面の申込書に必要事項を御記入のうえ、FAXまたは郵送でお申込みください。
- ・Web（zoom使用）での参加を希望される方は、以下の2次元バーコード又は県のホームページから「岩手県電子申請・届出サービス」にアクセスいただき、必要事項を入力のうえお申込みください。

後日、参加のためのURL等をメールでお知らせします。

<主催・お問合せ先>

岩手県立県民生活センター

〒020-0021 盛岡市中央通3-10-2

TEL：019-624-2586 FAX：019-624-2790



令和4年度 消費生活セミナー 参加申込書（会場参加用）

- 1 参加者氏名 _____
参加者氏名 _____
- 2 住所 〒 _____
- 3 電話番号 _____
- 4 消費生活サポーターですか（どちらかに○をお願いします）

はい

いいえ

消費生活サポーターとは？

県民生活センターにサポーターの登録をしていただき、消費者被害のない地域づくりをすすめるため、消費生活に関する情報を身近な人や地域、団体に伝えるなど、地域における啓発活動の担い手として活動していただくボランティアです。

- ※個人情報、本セミナー運営以外の目的には使用しません。
- ※取材や事業報告のため、写真を撮影することがありますので、あらかじめご了承ください。
- ※駐車場に限りがありますので、当日は、公共交通機関をご利用ください。

※当日はマスクの着用をお願いします。

